

沖縄県小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援事業実施要領

第1 目的

平成29年5月22日健発0522第1号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施について」に基づき、小児慢性特定疾病児童等の成人後の自立に向けた切れ目のない支援を行うため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員（以下「自立支援員」という。）による支援事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

実施主体は沖縄県（以下「県」という。）とし、事業の実施に当たっては、適切な者（以下「委託機関」という。）に委託することができるものとする。

第3 事業対象

- 1 小児慢性特定疾病児童等の健康、教育等の状態に照らして、成人後に、生活の自立や一般就労が可能と考えられる児童等のうち、円滑な自立・就労のために、個別支援を行うことが適当と思われる者を対象とする。
- 2 支援の時期については、必ずしも就職活動中又はその直前の時期に限らず、必要がある場合には、幼少期からの支援を実施する。
- 3 障害者総合支援法等の障害者福祉施策や発達障害者支援法に基づく発達障害者支援施策等による支援を行うことが適当な者については、まずはそれらによる対策を優先させる。

第4 事業内容

自立支援員は、支援の対象となる小児慢性特定疾病児童等（以下「対象児童等」という。）に対して、以下の業務を実施するものとする。

- (1) 対象児童等の把握
- (2) 対象児童等やその家族への相談対応
- (3) 自立支援計画の作成及びフォローアップ
- (4) 自立支援に係る関係機関との連絡調整
- (5) その他、対象児童等の自立支援に必要なと思われる事項

第5 事業の実施方法

- 1 県及び委託機関は、医療機関等からの紹介や保健所との連携により、自立支援員による支援の対象となる児童等を把握及び選定するものとする。
- 2 自立支援員は、対象児童等に対する相談支援や各種支援策の利用計画の作成及びフォローアップを行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施するものとする。

- 3 対象児童等のうち、自立支援に係る各種支援策の利用計画書を作成するものについては、自立支援計画書（様式1）及び相談記録票（様式2）を用いて、対象児童等に必要な個別支援を実施するものとする。
- 4 委託機関は、必要に応じて支援内容の実績を県へ報告するものとする。

第6 個人情報の取扱いについて

事業を実施する上で知りえた事実、特に個人情報が特定されうる情報（個人情報）の取扱いについては、特に慎重に配慮するように留意するとともに、その保護に十分配慮するものとする。

第7 留意事項

- 1 支援の実施に当たっては、本事業について対象児童等に十分且つ丁寧に説明し、事業利用についての理解を得ること。
- 2 自立支援計画の作成に当たっては、対象児童等の状況・希望等を踏まえること。
- 3 必要に応じて保健所等と連携をとり、適切な相談支援を行うことができるよう配慮すること。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。